

仕 様 書

1 委託業務名

令和5年度「地域企業未来力創出コーディネート事業」企画・運営業務

2 委託業務の内容

委託業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 「京都市地域企業未来力会議（以下「未来力会議」という。）」の企画運営

ア 役割

意欲ある若手・中堅経営者が核となり、伝統産業から先端産業、サービス業など幅広い業種の垣根を越えて知恵を出し合い、企業間連携による新たなビジネスの創出及び、「現場の声」を反映した実効性ある振興策を検討・推進する未来力会議の企画運営を行う。

イ 開催回数

1回以上

ウ 会場

京都市内の会議室等

※ 新型コロナウイルス感染症対策を適切に実施すること。

※ 会場開催、オンライン開催のいずれかに対応できること。

- (2) 「地域企業応援会（以下「応援会」という。）」の企画運営

ア 役割

地域企業が企業間連携に取り組むビジネスアイデア等の実現や未来力会議で提案された取組の実現支援に向けて、幅広い知見を持つコーディネーターによる個別サポートを行う相談会等を企画運営するとともに、その実行策や概要を事務局と共有する。

イ 開催回数

8回程度

ウ 会場

京都市内の会議室等

※ 会場開催、オンライン開催のいずれかに対応できること。

- (3) 企業間連携アイデアの自走化支援とコーディネート

上記(1)、(2)で提案されたビジネスアイデアや施策等ニーズの実現を視野に、企業、産業支援機関等とのコーディネート活動や勉強会を2回以上実施し、その内容を文書等によりまとめ事務局と共有する。

- (4) 公民連携・課題解決推進事業「KYOTO CITY OPEN LABO」との連携

京都市総合企画局が実施する公民連携・課題解決推進事業「KYOTO CITY OPEN

LABO」に集まる行政課題に対して、地域企業が取り組むビジネスアイデア等の実現により解決可能な振興策を事務局と協議のうえ、未来力会議や地域企業応援会等へのコーディネート活動を行う。

(5) 広報

ア 未来力会議 Facebook 等を活用し、未来力会議や応援会に係る内容について、事業実施後すみやかに発信する。

【主な項目】

- 未来力会議 Facebook での配信：年間 1 2 回程度

イ 地域企業応援プロジェクトウェブサイト (<https://community-based-companies.kyoto/>) を活用し、未来力会議の報告、事業者連携による社会実験の案内などを地域企業や市民に分かりやすく掲載する。また、本ウェブサイトでは、京都市が主催する「京都市輝く地域企業表彰」制度について、事業者募集、被表彰企業の広報等を掲載し、情報発信を行う。

なお、ウェブサイトの更新や配信内容は、京都市と協議のうえ、制作する。

【主な項目】

- 未来力会議の詳細レポート
- 応援会等の開催案内、様子等
- 京都市地域企業表彰制度の事業者募集、被表彰事業者の広報（被表彰事業者マップの作成）等

ウ 「京都市地域企業の持続的発展の推進に関する条例（以下「地域企業条例」という。）」や「京都・地域企業宣言」を広めるため、市内外の事業等との連携の企画や広報物等のツールを製作するなど、幅広い知見を活かした取組を実施すること。

3 委託期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

4 委託金額の上限

7, 7 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 委託金額に含まれる受託者の費用負担

- (1) 会場設営に係る費用（会場使用料及び機器使用料等）
- (2) 茶菓費用
- (3) 基調講演等の講師、応援会のコーディネーター等への謝金
- (4) 荷物搬入等に係る通信運搬費
- (5) 必要物品購入に係る費用

- (6) 資料・報告書等の作成及び印刷に係る費用
- (7) 広報に係る費用（システム構築費等を含む）
- (8) その他京都市が認める経費

6 提出物

- (1) 受託者は業務完了時に以下の資料を京都市に提出すること。
 - ア 事業完了届出書 1部
 - イ 実績報告書 1部
 - ウ 本業務で取得又は作成した資料 1式
 - エ 請求書 1部
 - オ （必要な場合）振込依頼書 1部
- (2) 本業務で取得又は作成した資料のデータは、Microsoft Office Word2010、Excel2010 及び PowerPoint2010 等で閲覧及び編集が可能な形式で提出すること。

7 業務の進め方

京都市との情報共有を密に行うとともに、逐次協議しながら進めること。

8 その他

- (1) 「地域企業未来力創出コーディネート事業」に持ち込まれたビジネスプランや技術、議論から生み出されたアイデア・関係資料をはじめ、成果物に関する著作権・所有権・知的財産権等については、基本的にはビジネスプランやアイデアの発案者もしくは連携事業者等に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書に疑義がある場合は、京都市の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、協議のうえ決定する。
- (3) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、京都市と協議のうえ、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (4) 関連資料、その他貸与した資料は、委託業務の完了後に返還すること。写しを取っている場合も同様とする。
- (5) 本事業に係る監査が行われる場合は、協力すること。